

議第125号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立精神医療センターの項中「123床」を「104床」に改める。

別表第3 手数料の表に次のように加える。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修の受講料	共通科目		1人につき	458,000
	区分別科目	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	同	21,000
		栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	同	63,000
		創傷管理関連	同	119,000
		栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	同	64,000
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連（侵襲的陽圧換気の設定の変更および人	同	326,000

		工呼吸器からの離脱に限る。)、動脈血液ガス分析関連、栄養および水分管理に係る薬剤投与関連(脱水症状に対する輸液による補正に限る。)、術後疼痛管理関連ならびに循環動態に係る薬剤投与関連(持続点滴中の糖質輸液または電解質輸液の投与量の調整に限る。)		
--	--	--	--	--

付 則

この条例は、令和9年3月31日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年4月1日から施行する。